

業務委託仕様書

春日部市立豊春小学校校舎長寿命化 改修工事実施設計等業務委託

春日部市教育委員会 学校教育部
教育施設課

※本業務委託の算定は、令和8年度4月単価適用

設計業務委託特記仕様書

I 業務概要等

1. 業務名称

春日部市立豊春小学校校舎長寿命化改修工事実施設計等業務委託

2. 履行期間

契約確定日 から 令和 9年 3月 17日まで

3. 業務概要

- ・学校施設の老朽化対策、学習環境の改善及び長寿命化を目的として、改修後おおむね30年間の継続使用を想定した豊春小学校の校舎・体育館等の長寿命化改修工事を行うため、「春日部市学校施設長寿命化計画」及び「春日部市立豊春小学校校舎長寿命化改修工事基本方針」に基づき実施設計等を行う。なお、耐震補強済みである躯体及び近年改修済みのトイレを除く建築・設備全般を更新対象とする。
- ・特別支援学級の増加や登校支援教室、オープンスペース等の新たな学習形態へ対応するための配置計画を行うとともに、将来的な教室不足や多目的教室の機能転換に対応するため、必要に応じた部分的な増築棟（渡り廊下含む）の実実施設計を行う。また、敷地有効活用の観点から既存屋外プールの解体設計も併せて実施する。
- ・工事期間中は、空き教室などを活用して代替教室の確保及び校区ごとに校内での引越計画を検討すること。また、居ながら工事を行う本工事における「工事エリア」と「学習エリア」の明確な分離（仮設間仕切りの設置等）を考慮し、特に階段室や渡り廊下の閉鎖に伴う避難経路の確保及び騒音・振動対策を含め、学校運営に支障のない安全な工事の流れとなるよう設計すること。
- ・対象建物のほか、トイレを除く電気・消防設備・給排水等の設備機器全般について、建築当初からの老朽化が著しいため、更新を前提とした仕様の検討及び見直しを行う。また、増築棟周囲や中庭空間の活用方法も含めた外構計画の検討を行う。
- ・工事積算書の作成にあたっては、増築境界を基本とした棟別及び工種別内訳（プール解体工事は区分等）として、営繕積算システム（RIBC2）により作成する。なお、監督員よりその他個別に区分する項目を指定された場合は、適切に対応すること。

4. 適用

本特記仕様書に記載されていない事項は、「春日部市建築設計業務委託共通仕様書」による。

本特記仕様書に記載された特記事項については、「□」印、「※」印及び「■」印の付いた項目については、「■」印が付いたものを適用する。「■」印の付かない場合は「※」印を適用する。

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による。

5. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 所在地 春日部市道順川戸37番地1
- b. 敷地面積 19,899 m²
- c. 用途地域 第一種第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
- d. 防火地域 防火 準防火 指定なし
- e. 地域地区等 指定なし

(2) 施設の条件

- a. 施設名称 春日部市立豊春小学校
- b. 施設用途 学校
(令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第七号第1類)

(3)-1 建築物の条件

- a. 棟名称 普通教室棟
- b. 建築物用途 学校
(令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第七号第1類)
- c. 面積 工事対象面積 2,932 m² (延べ面積 2,932 m²)
- d. 構造、階数 鉄筋コンクリート造、地上3階・地下__階
- e. 耐震安全性の分類
構造体 Ⅱ類
建築非構造部材 △類
建築設備 乙類
- f. 工事種別 新築 増築 改築 解体 改修 _____

(3)-2 建築物の条件

- a. 棟名称 管理特別普通教室棟 (昇降口棟含む)
- b. 建築物用途 学校
(令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第七号第1類)
- c. 面積 工事対象面積 2,886 m² (延べ面積 2,886 m²)
- d. 構造、階数 鉄筋コンクリート造、地上3階・地下__階
- e. 耐震安全性の分類
構造体 Ⅱ類
建築非構造部材 △類
建築設備 乙類
- f. 工事種別 新築 増築 改築 解体 改修 _____

(3)-3 建築物の条件

- a. 棟名称 屋内運動場
- b. 建築物用途 学校
(令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第七号第1類)
- c. 面積 工事対象面積 958 m² (延べ面積 958 m²)
- d. 構造、階数 鉄骨造、地上1階・地下__階

e. 耐震安全性の分類

構造体 Ⅱ類
建築非構造部材 A類
建築設備 乙類

f. 工事種別 新築 増築 改築 解体 改修 _____

(3)-4 建築物の条件

a. 棟名称 給食室

b. 建築物用途 学校

(令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第七号第1類)

c. 面積 工事対象面積 827 m² (延べ面積 827 m²)

d. 構造、階数 鉄筋コンクリート造、地上3階・地下__階

e. 耐震安全性の分類

構造体 Ⅱ類
建築非構造部材 A類
建築設備 乙類

f. 工事種別 新築 増築 改築 解体 改修 _____

(3)-5 建築物の条件

a. 棟名称 屋外プール

b. 建築物用途 学校

(令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第七号第1類)

c. 面積 工事対象面積 827.50 m² (延べ面積 45.90 m²)

※工事対象面積にはプールサイド・槽の水平投影面積を含む。

d. 構造、階数 S造・鋼板製全溶接構造 (プール槽)、地上1階

e. 耐震安全性の分類

構造体 — 類
建築非構造部材 — 類
建築設備 — 類

f. 工事種別 新築 増築 改築 解体 改修 _____

(3)-6 建築物の条件

a. 棟名称 増築棟 (渡り廊下含む)

b. 建築物用途 学校

(令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第七号第1類)

c. 面積 工事対象面積 400~500 m² (延べ面積 400~500 m²)

d. 構造、階数 鉄骨造、地上1階・地下__階

e. 耐震安全性の分類

構造体 Ⅱ類
建築非構造部材 A類
建築設備 乙類

f. 工事種別 新築 増築 改築 解体 改修 _____

※外構工作物、植栽、屋外配管・ポンプ・水槽・受変電設備・校庭散水設備等の屋外インフラ設備等についても設計対象とする

(4) 計画の条件

- a. 設計方針 以下について特に配慮した計画とすること。
 ([] 内の数字は優先順位を示す。)
 ■工事中の施設運営 [1]、■工期の短縮 [2]、
 ■コストの縮減 [3]、■メンテナンスの容易性 [4]、
 ■デザイン性 [5]、□_____ []
- b. 予定工期 令和9年9月 から 令和10年12月 まで _____
- c. 配慮事項
- ・ 工事中の学校運営への影響を最小限とするよう留意し、計画を検討すること。
 - ・ 「春日部市公共施設マネジメント基本計画」及び「春日部市学校施設長寿命化計画」に留意して業務を進めること。

(5) 同施設関連の別発注業務

※無し

□有り (業務名称 _____)

(6) 業務概要等の資料

以下業務概要等については、次の資料による。

※案内図・配置図・各階平面図 (別紙1)

□基本計画書・基本設計書 (Ⅱ. 2. (6) 貸与品等の内容を基本とする)

Ⅱ 業務仕様

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計に関する標準業務

	業務内容 (新築工事の設計業務は、令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項に掲げるもの)	業務分野					
		総合	構造	設備			
				電気	給排水衛生	空調換気	昇降機等
新築・増築・改築工事の設計業務	(1)(i) 条件整理	□	□	□	□	□	□
	(1)(ii) 設計条件変更等の場合の協議	□	□	□	□	□	□
	(2)(i) 法令上の諸条件の調査	□	□	□	□	□	□
	(2)(ii) 計画通知等関係機関打合せ	□	□	□	□	□	□
	(3) インフラ状況調査、関係機関打合せ	□	□	□	□	□	□
	(4)(i) 総合検討	□	□	□	□	□	□
	(4)(ii) 設計方針策定及び発注者説明	□	□	□	□	□	□
	(5) 基本設計図書の作成	□	□	□	□	□	□
	(6) 概算工事費の検討	□	□	□	□	□	□
(7) 基本設計内容の発注者への説明等	□	□	□	□	□	□	

改修工事の設計業務	(1)(i)条件整理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1)(ii)設計条件変更等の場合の協議	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2)(i)法令上の諸条件の調査	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2)(ii)計画通知等関係機関打合せ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3)インフラ状況調査、関係機関打合せ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4)(i)総合検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4)(ii)設計方針策定及び発注者説明	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5)基本設計図書の作成	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6)概算工事費の検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7)基本設計内容の発注者への説明等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

b. 実施設計に関する標準業務

(工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある標準業務は含まない)

業務内容 (新築工事の設計業務は、令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項に掲げるもの)		業務分野					
		総合	構造	設備			
				電気	給排水衛生	空調換気	昇降機等
新築・増築 改築工事の設計業務	(1)(i)発注者の要求等の確認	■	■	■	■	■	■
	(1)(ii)設計条件変更等の場合の協議	■	■	■	■	■	■
	(2)(i)法令上の諸条件の調査	■	■	■	■	■	■
	(2)(ii)計画通知等関係機関打合せ	■	■	■	■	■	■
	(3)(i)総合検討	■	■	■	■	■	■
	(3)(ii)基本事項の確定	■	■	■	■	■	■
	(3)(iii)設計方針策定及び発注者説明	■	■	■	■	■	■
	(4)(i)実施設計図書の作成	■	■	■	■	■	■
	(4)(ii)計画通知等申請図書の作成	■	■	■	■	■	■
	(5)概算工事費の検討	■	■	■	■	■	■
改修工事の設計業務	(6)実施設計内容の発注者への説明等	■	■	■	■	■	■
	(1)(i)発注者の要求等の確認	■	■	■	■	■	■
	(1)(ii)設計条件変更等の場合の協議	■	■	■	■	■	■
	(2)(i)法令上の諸条件の調査	■	■	■	■	■	■
	(2)(ii)計画通知等関係機関打合せ	■	■	■	■	■	■
	(3)(i)総合検討	■	■	■	■	■	■
	(3)(ii)基本事項の確定	■	■	■	■	■	■
	(3)(iii)設計方針策定及び発注者説明	■	■	■	■	■	■
	(4)(i)実施設計図書の作成	■	■	■	■	■	■
	(4)(ii)計画通知等図書の作成	■	■	■	■	■	■
解体工事の設計業務	(5)概算工事費の検討	■	■	■	■	■	■
	(6)実施設計内容の発注者への説明等	■	■	■	■	■	■

(2) 追加業務の内容及び範囲

■建築積算	見積の収集、見積検討資料、見積一覧表、積算数量算出書(積算数量調書を含む)、複合単価等
■設備積算(電気)	

■設備積算（給排水衛生）	資料及び営繕工事積算チェックマニュアルによるチェックリストの作成
■設備積算（空調換気）	
■設備積算（昇降機等）	

■日影図の作成（計画通知等添付図面は含まない）

■透視図の作成	種類：増築棟内部及び既存校舎との接続部周辺（二点透視図）、増築棟及び中庭改修エリアを含む外観（鳥瞰図）	判の大きさ：A2 各2部 （うち額入りは各1部）
	額の有無：■有り □無し	額の材質：アルミ
□模型の製作	縮尺：1/100程度	主要材料：指定なし
	ケースの有無：□有り □無し	ケースの材質：指定なし
□模型の写真撮影	カット枚数：20枚	判の大きさ：2L判程度
	白黒/カラー：カラー	
□工事概要リーフレットの作成	判の大きさ：A3 見開き 両面 刷り	白黒/カラー：カラー
	部数：150部	

■工期検討資料（概略工事工程表及び根拠資料）の作成

■基本計画の作成

■リサイクル計画書の作成

■アスベスト含有建材の分析調査及び調査報告書の作成	分析調査方法（定性分析）■ 1481-1 □ 1481-2 □いずれか [JIS A（定量分析）□ 1481-3 □ 1481-4 □いずれか 1481]：
	調査検体数：30検体（1検体につき、3か所以上から採取）
	調査対象室、II. 2. (6) 貸与品等の基本計画・基本設計成果品部分又は建材：に示される対象建材

■アスベスト含有建材の除去に関する所管行政部署（大気環境、廃棄物処理、労働環境）との協議及び協議結果報告書の作成

□既存建築物のCAD図面の作成	既存紙図面：■有り □無し
	作図対象：
■既存施設の詳細調査及び報告書作成（改修設計に係るもの）	調査対象：敷地内全て
■既存施設の法適合状況調査及び報告書作成（計画通知に係るもの）	調査対象：敷地内全て

■計画通知等に関する関係機関との打合せ

■既存不適格建築物に対する改善計画書等の作成

■建築基準法第12条5項に関する検討及び報告書の作成

■計画通知等申請図書の作成（昇降機設備を除く）

■計画通知等に関する申請手続

- 構造計算適合性判定申請手続（任意の構造計算適合性判定を含む）
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手続
- 建築基準法第56条の2日影規制に係る申請手続に関する事
- 都市計画法施行規則第60条に基づく書面（適合証明）の交付申請手続
- 春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例手続に基づく住民説明（□説明会形式、□個別説明形式）、標識看板の作成・設置・撤去、事業報告書の作成及び申請手続
- 春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例（技術基準）への適合に関する事前協議資料等の作成
- 埼玉県福祉のまちづくり条例に関する申請手続
- 春日部市景観条例に基づく申請手続
- 土壌汚染対策法に基づく協議
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価申請手続
- 消防法施行令第32条に基づく申請手続
- 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第2項前段又は同法付則第3条第8項前段に規定する建築物の建築に関する通知等に関する業務
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する業務（モデル建物法による省エネルギー適合判定業務は標準業務に含まれる）
- 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に関する業務
- 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価書の作成
- 埼玉県建築物環境配慮制度（CASBEE 埼玉県）に関する申請手続（総合的な環境保全に関する検討・評価資料の作成を含む）
- 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
- 官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価（詳細なLCCO2を求める場合）
- 実験設備に関する検討及び資料の作成
- 電波障害対策等の資料収集、机上検討及び報告書の作成
- 内部雷保護設備に関する検討及び資料の作成
- 構内情報通信網設備に関する検討及び資料の作成
- 音声誘導設備に関する検討及び資料の作成
- 排水処理設備に関する検討及び資料の作成
- 雨水・排水再利用設備に関する検討及び資料の作成
- 蓄熱システムに関する検討及び資料の作成
- 設計の点検実施要領に基づく総合的なコスト削減の検討及び資料の作成
- 埼玉県土整備事務所との協議・調整
- 敷地測量（現況敷地の境界確定測量及び敷地内レベル測量（縦横断測量））
- 分筆登記に係る手続及び資料の作成（登記費用含む）
但し、管財課で行う登記に係る手続内容を除く
- 増改築予定建物周辺の地質調査、地盤調査及び試掘調査
- 家具・備品調査

既存建物の固定家具及び棚・机等は、不足分及び故障等により更新が必要な備品について、調査・リスト化し、概算費を算出する

増改築工事の施工に起因する周辺敷地の地盤変動影響調査（原則として、敷地周囲30m以内の民地建物及び工作物を対象とするが、監督員との協議により調査範囲を確定する）

※本項（2）追加業務の内容及び範囲）に示す追加業務は、各種行政協議等の状況により監督員との協議の結果、取止めとなるもので契約金額に著しく影響を及ぼす場合、契約変更を行うことがある。

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 施設の計画にあたっては、各種ハザードマップで想定されている所在地における災害（浸水、土砂災害、地震等）を考慮し、室や機器の位置、構造等を決定する。
- d. 材料や工法等の選定にあたっては、維持管理費用を含めた比較を行う。
- e. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づいて行う。また、積算業務の各過程において営繕工事積算チェックマニュアルにより確認し、チェックリストは監督員の承諾を受ける。
- f. 工期検討にあたっては、（一社）日本建設業連合会「建築工事適正工期算定プログラム」や同種の施工実績等を考慮する。
- g. アスベスト含有建材の分析調査においては、同一と考えられる建材の範囲ごとに、原則として3か所以上から試料を採取する。
- h. 設計の点検における点検時期は、設計方針の策定段階とする。点検実施日の決定のため、受注者は、設計方針の検討状況を監督員に適宜報告する。
- i. 同施設関連の別発注業務との調整は、本仕様書Ⅱ 1.（1）一般業務の範囲で「総合」を指定されたものが行い、調整経過を監督員へ報告する。
- j. 埋蔵文化財包蔵地、史跡名勝天然記念物の指定の有無及び手続きの必要性について検討し、その結果を監督員に報告する。

(2) 適用基準等

別紙1に掲げる技術基準等を適用する。なお、新たな版が出版され、基準間に相違がある場合又は当該基準等によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。

(3) 業務実績情報の登録（公共建築設計者情報システム（PUBDIS）への業務カルテ登録）

※業務実績情報を登録しない

業務実績情報を登録する

(4) 業務計画書

業務工程には、各業務の作業期間、現地調査等の実施時期、図面の初稿完成予定時期、積算数量算出書の作成完了予定時期等を記載する。

(5) 管理技術者の資格要件

※次のいずれかの資格を有する者

■一級建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項）

□二級建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 3 項）

□木造建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 4 項）

□入札公告による

□_____による

(6) 貸与品等

貸与品等	製本等/ 電子データ	摘要
□適用基準等のうち、貸与するもの ■既存建築物設計図書一式 □既存工作物設計図書一式 □既存敷地調査資料（柱状図）	有/有	

貸与場所 教育施設課、貸与時期 業務着手時

返却場所 教育施設課、返却時期 業務終了時

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに打合せ記録簿を作成し、監督員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. 施設管理者に確認すべき事項が生じた時
- d. 申請・届出等の機関との協議・打合せ等を行ったとき

(8) 成果物等の情報の適正な管理

- a. 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうへ、成果物等の情報を適正に管理する。
なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。
成果物等とは、
ア. 業務の成果物（未完成の成果物を含む。）
イ. その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。
 - (a) 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。
 - (b) 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
 - (c) 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、(6)により監督員に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
 - (d) 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。
- b. 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。

- c. 上記 a 及び b の規定は、契約終了後も対象とする。
- d. 上記 a、b 及び c の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(9) その他、業務の履行に係る条件等

a. 指定部分の範囲 全体工事の実施に係る工事概算書

■指定部分の履行期限 令和8年7月末、11月末

b. 成果物の提出場所 学校教育課教育施設課窓口

c. 成果物の取扱いについて

提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

d. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

(a) 写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

(b) 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)

ア. 写真を公表すること。

イ. 写真を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

e. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(a) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

(b) (a) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(c) (a) 及び(b) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

(d) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成果物等	標準縮尺	紙出力	摘要
a. 建築（総合） 建築（総合）基本設計図書 <input type="checkbox"/> 計画説明書 <input type="checkbox"/> 仕様概要書 <input type="checkbox"/> 仕上概要表 <input type="checkbox"/> 面積表及び求積図 <input type="checkbox"/> 敷地案内図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図（各階） <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 立面図（各面） <input type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/> 仮設計画概要書			
b. 建築（構造） 建築（構造）基本設計図書 <input type="checkbox"/> 構造計画説明書 <input type="checkbox"/> 構造設計概要書 <input type="checkbox"/> 工事費概算書			
c. 電気設備 電気設備基本設計図書 <input type="checkbox"/> 電気設備計画説明書 <input type="checkbox"/> 電気設備設計概要書 <input type="checkbox"/> 工事費概算書			
d. 給排水衛生設備 給排水衛生設備基本設計図書 <input type="checkbox"/> 給排水衛生設備計画説明書 <input type="checkbox"/> 給排水衛生設備設計概要書 <input type="checkbox"/> 工事費概算書			
e. 空調換気設備 空調換気設備基本設計図書 <input type="checkbox"/> 空調換気設備計画説明書 <input type="checkbox"/> 空調換気設備設計概要書 <input type="checkbox"/> 工事費概算書			
f. 昇降機設備等 昇降機設備等基本設計図書 <input type="checkbox"/> 昇降機設備等計画説明書 <input type="checkbox"/> 昇降機設備等設計概要書 <input type="checkbox"/> 工事費概算書			
g. その他 <input type="checkbox"/> 透視図			

<ul style="list-style-type: none"> ■ 軸組図 ■ 部材断面表 ■ 各部断面図 ■ 標準詳細図 ■ 各部詳細図 ■ 構造計算書 ■ 構造計算データ ■ 工事費概算書 ■ 計画通知等に必要な図書 <input type="checkbox"/> _____ 	<p>1/100 (200)</p> <p>1/30 (50)</p> <p>1/100 (200)</p> <p>1/20 (30)</p> <p>1/20 (30)</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p>	<p>A4判 2部</p> <p>A4判 2部</p> <p>A4判 2部</p> <p>2部</p>	
<p>c. 電気設備</p> <p>電気設備設計図</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 仕様書 ■ 敷地案内図 ■ 配置図 ■ 配線図、平面図 ■ 詳細図、系統図 ■ 機器表、器具表 ■ 電気設備設計計算書 ■ 工事費概算書 ■ 計画通知等に必要な図書 ■ 春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例手続きに必要な図書 <input type="checkbox"/> _____ 	<p>-</p> <p>1/3000</p> <p>1/600 (500)</p> <p>1/100 (200)</p> <p>1/20 (30)</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p>	<p><input type="checkbox"/> A1判 2部</p> <p>■ A3判 2部</p> <p>A4判 2部</p> <p>A4判 2部</p> <p>2部</p> <p>2部</p>	同上
<p>d. 給排水衛生設備</p> <p>給排水衛生設備設計図</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 仕様書 ■ 敷地案内図 ■ 配置図 ■ 平面図 ■ 詳細図、系統図 ■ 機器表、器具表 ■ 給排水衛生設備設計計算書 ■ 工事費概算書 ■ 計画通知等に必要な図書 ■ 春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例手続きに必要な図書 <input type="checkbox"/> _____ 	<p>-</p> <p>1/3000</p> <p>1/600 (500)</p> <p>1/100 (200)</p> <p>1/20 (30)</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p>	<p><input type="checkbox"/> A1判 2部</p> <p>■ A3判 2部</p> <p>A4判 2部</p> <p>A4判 2部</p> <p>2部</p> <p>2部</p>	同上
<p>e. 空調換気設備</p> <p>空調換気設備設計図</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 仕様書 ■ 敷地案内図 	<p>-</p> <p>1/3000</p>	<p>■ A1判 2部</p> <p>■ A3判 2部</p>	同上

<ul style="list-style-type: none"> ■配置図 ■平面図 ■詳細図、系統図 ■機器表、器具表 ■空調換気設備設計計算書 ■工事費概算書 ■計画通知等に必要な図書 ■春日部市開発事業の手續及び 基準に関する条例手続きに 必要な図書 <input type="checkbox"/> _____ 	<p>1/600(500)</p> <p>1/100(200)</p> <p>1/20(30)</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p>	<p>A4判 2部</p> <p>A4判 2部</p> <p>2部</p> <p>2部</p>	
<p>f. 昇降機設備等</p> <p>昇降機設備設計図</p> <ul style="list-style-type: none"> ■仕様書 ■敷地案内図 ■配置図 ■平面図 ■詳細図、系統図 ■機器表、器具表 ■昇降機設備設計計算書 ■工事費概算書 ■計画通知等に必要な図書 <p><input type="checkbox"/> 春日部市開発事業の手續及び 基準に関する条例手続きに 必要な図書</p> <p><input type="checkbox"/> _____</p>	<p>-</p> <p>1/3000</p> <p>1/600(500)</p> <p>1/100(200)</p> <p>1/20(30)</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p>	<p><input type="checkbox"/> A1判 2部</p> <p>■ A3判 2部</p> <p>A4判 2部</p> <p>A4判 2部</p> <p>2部</p> <p>部</p>	<p>同上</p>
<p>g. 積算</p> <ul style="list-style-type: none"> ■建築積算資料 ■電気設備積算資料 ■給排水衛生設備積算資料 ■空調換気設備積算資料 ■昇降機設備等積算資料 <p>各積算資料は以下の図書で構成 する</p> <ul style="list-style-type: none"> 積算数量算出書 積算数量調書 単価資料 見積一覧表等見積検討資料 見積書 営繕工事積算チェックリスト 	<p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p>	<p>A4判 2部</p> <p>A4判 2部</p> <p>A4判 2部</p> <p>A4判 2部</p> <p>A4判 2部</p>	
<p>h. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ■日影図 ■透視図 <input type="checkbox"/> 模型 	<p>-</p> <p>-</p> <p>-</p>	<p>A3判 2部</p> <p>A2判 2部</p>	

□模型写真	-	___判_部	
■工期検討資料	-	A3判_2部	
■リサイクル計画書	-	A4判_2部	
■アスベスト含有建材調査報告書	-	A4判_1部	
■アスベスト含有建材除去に関する所管行政部署との協議結果報告書	-	A4判_1部	
□既存建築物のCAD図面	-	___判_部	
■既存施設の調査報告書（改修設計に係るもの）	-	A4判_1部	
■既存施設の法適合状況調査報告書（計画通知に係るもの）	-	A4判_1部	
■計画通知等申請図書	-	A4判_2部	
■構造計算適合性判定申請図書	-	A4判_2部	
■省エネルギー適合性判定申請図書	-	A4判_2部	必要となる場合のみ
■都市計画法施行規則第60条に基づく書面の交付申請図書	-	A4判_2部	必要となる場合のみ
■春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例手続きに必要な図書	-	A4判_2部	必要となる場合のみ
■春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例（技術基準）への適合に関する事前協議に必要な図書	-	A4判_2部	必要となる場合のみ
■福祉のまちづくり条例に基づく通知図書	-	A4判_2部	必要となる場合のみ
■春日部市景観条例に係る申請図書	-	A4判_2部	
■環境配慮に関する検討書	-	_2部	
■各種技術資料	-	_2部	
■各記録書	-	_2部	
■本工事における官公署等への届出書類一覧	-	_2部	

(3) 成果物に係る一般事項

- a. 設計図は、適宜追加してもよい。また、建築（構造）の成果物は、建築（総合）の成果物に含めることができる。
- b. 設計図の図面枠は、監督員との協議による。
- c. 成果物は、各成果物の電子データを格納したCD-R等での納品とし、提出部数は1部とする。また、紙出力が指定されている成果物は、CD-R等及び電子データを出力した紙を納品する。なお、電子データの無い成果物の納品方法は、監督員との協議による。
- d. CADデータの形式は、以下のいずれかとする。

なお、s f c形式で提出する場合は、J w _ c a d (<http://www.jwcad.net/>)の最新バージョンにおいて、正常に表示及び印刷できるか確認した後に提出すること。

CADデータの形式	■ j w w ・ □ s f c ・ ■ p d f ・ □ _____
-----------	---------------------------------------

- e. CADデータ以外の電子データの形式は、監督員との協議による。
- f. 積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システムRIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）「内訳書作成システム」による。（営繕積算システムRIBC2を使用した訂正作業を含む。）
- g. 用紙の大きさが指定されていない成果物の大きさは、監督員との協議による。
- h. 工事費概算書は、積算を行う前に見積等により提出し、工事目途額以内となっているか監督員の承諾を得ること。
- i. 既存施設の調査報告書（改修設計）及び既存施設の法適合状況調査報告書は、設計に入る前に写真を含む報告書をまとめて提出し、監督員と設計方針を調整すること。

別紙1 適用基準等 (〈国〉: 国土交通省、〈県〉: 埼玉県、〈市〉: 春日部市、〈他〉: その他)

- a. 共通 (年版等)
- 〈国〉官庁施設の基本的性能基準 (最 新 版)
 - 〈国〉官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン (最 新 版)
 - 〈国〉官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (最 新 版)
 - 〈国〉官庁施設の総合耐震診断・改修基準 (最 新 版)
 - 〈他〉学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック (文部科学省) (最 新 版)
 - 〈国〉官庁施設の防犯に関する基準 (最 新 版)
 - 〈国〉官庁施設の環境保全性基準 (最 新 版)
 - 〈市〉春日部市環境物品等の調達推進方針 (最 新 版)
 - 〈国〉官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 (最 新 版)
 - 〈県〉埼玉県福祉のまちづくり条例 (最 新 版)
 - 〈国〉木造計画・設計基準 (最 新 版)
 - 〈国〉木造計画・設計基準の資料 (最 新 版)
 - 〈国〉評価方法基準 (住宅の性能に関する評価の方法の基準) (最 新 版)
 - 〈国〉公営住宅等整備基準 (最 新 版)
 - 〈国〉公共住宅建設工事共通仕様書 (最 新 版)
 - 〈国〉公共住宅標準詳細設計図集 (最 新 版)
 - 〈国〉高齢者が居住する住宅の設計に係る指針 (最 新 版)
 - 〈県〉建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 (最 新 版)
 - 〈県〉公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領 (最 新 版)
 - 〈国〉建築物解体工事共通仕様書 (最 新 版)
 - 〈県〉彩の国建設リサイクル実施指針 (最 新 版)
 - 〈県〉建設副産物の手引き (最 新 版)
 - 〈県〉石綿飛散防止対策マニュアル (最 新 版)
 - 〈国〉建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル (最 新 版)
 - 〈県〉埼玉県非飛散性石綿含有建材解体工事ガイドライン (最 新 版)
 - 〈国〉公共建築工事標準単価積算基準 (最 新 版)
 - 〈国〉営繕工事積算チェックマニュアル (最 新 版)
 - 〈市〉春日部市建築工事積算基準 (最 新 版)
 - 〈市〉春日部市建築工事共通費積算基準 (最 新 版)
 - 〈国〉官庁営繕事業における BIM モデルの作成及び利用に関するガイドライン (最 新 版)
 - 〈国〉BIM 適用事業における成果品作成の手引き (案) (最 新 版)
 - 〈県〉設計の点検実施要領 (最 新 版)
 - <http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/kosto.html>
 - 〈国〉学校施設の長寿命化改修の手引～学校のリニューアルで子供と地域を元気に！～ (最 新 版)

- b. 建築 (年版等)
- <国>建築設計基準 (最 新 版)
 - <国>建築設計基準の資料 (最 新 版)
 - <国>建築構造設計基準 (最 新 版)
 - <国>建築構造設計基準の資料 (最 新 版)
 - <国>構内舗装・排水設計基準 (最 新 版)
 - <国>構内舗装・排水設計基準の資料 (最 新 版)
 - <国>建築工事設計図書作成基準 (最 新 版)
 - <国>建築工事設計図書作成基準の資料 (最 新 版)
 - <国>建築工事標準詳細図 (最 新 版)
 - <国>敷地調査共通仕様書 (最 新 版)
 - <市>春日部市建築工事特別共通仕様書 (最 新 版)
 - <国>建築工事監理指針 (最 新 版)
 - <国>建築改修工事監理指針 (最 新 版)
- c. 建築積算 (年版等)
- <国>公共建築数量積算基準 (最 新 版)
 - <国>公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事編) (最 新 版)
 - <国>公共建築工事見積標準書式 (建築工事編) (最 新 版)
 - <国>公共住宅建築工事積算基準 (最 新 版)
- d. 設備 (年版等)
- <国>建築設備計画基準 (最 新 版)
 - <国>建築設備設計基準 (最 新 版)
 - <国>建築設備工事設計図書作成基準 (最 新 版)
 - <国>雨水利用・排水再利用設備計画基準 (最 新 版)
 - <国>公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (最 新 版)
 - <国>公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (最 新 版)
 - <市>春日部市電気設備工事特別共通仕様書 (最 新 版)
 - <市>春日部市機械設備工事特別共通仕様書 (最 新 版)
 - <国>電気設備工事監理指針 (最 新 版)
 - <国>機械設備工事監理指針 (最 新 版)
 - <他>建築設備耐震設計・施工指針 ((一財)日本建築センター) (最 新 版)
 - <他>建築設備設計計算書作成の手引 ((一社)公共建築協会) (最 新 版)
 - <国>空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン (最 新 版)
 - <他>給排水衛生設備規準((公財)空気調和・衛生工学会) (最 新 版)
 - <他>劇場等演出空間電気設備指針((一社)電気設備学会) (最 新 版)
- e. 設備積算 (年版等)
- <国>公共建築設備数量積算基準 (最 新 版)
 - <国>公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編) (最 新 版)
 - <国>公共建築工事見積標準書式 (設備工事編) (最 新 版)
 - <国>公共住宅電気設備工事積算基準 (最 新 版)
 - <国>公共住宅機械設備工事積算基準 (最 新 版)